事業主の皆さまへ

【育休復帰支援プランコースとは・・・】

中小企業事業主が、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得した場合および職場復帰した場合に、それぞれ助成金を支給します。

①育児休業を取得した場合

育休復帰支援プランコース(育休取得時)30万円



育児休業(産後休業の終了後引き続き育児休業 を取得する場合には、産後休業)開始日から 3ヶ月を経過する日の翌日から2ヶ月以内

②職場復帰をした場合

育休復帰支援プランコース(職場復帰時)30万円



育児休業終了日の翌日から起算して6ヶ月を 経過する日の翌日から2ヶ月以内

注) 1 事業主あたり 2人まで (期間雇用者・雇用期間の定めのない労働者一人ずつ)、職場復帰した場合の助成金は育児休業を取得した場合の助成金の対象となった労働者と同一労働者の職場復帰時に限り支給となります。

★育休復帰支援プランとは

労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援するため、 育休取得予定者と面談を行った上で、事業主が作成するプランです。 (少なくとも以下のすべての措置を盛り込む必要があります)

- ・育児休業取得予定者の業務の整理、引継ぎに関する措置
- ・ 育児休業取得者の育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供に関する措置





無料で育休復帰支援プラン策定のノウハウを持つ「育児プランナー」の支援が受けられます。ご希望の場合はお問い合せください。 詳しくは http://ikuji-kaigo.com/ ※プランの作成自体は事業主が行うものです。

▲助成金支給申請までの流れ

~プラン策定と育休(産前休業)取得まで~

育児休業 取得予定の 相談・報告 育児休業 取得予定者と 面談

プランを作成

プランに係る 規定の策定と社 内外への周知 プランに基づき 業務の整理、 引継ぎ 育児休業 (産前休業) の開始

~ 育休取得にかかる申請と職場復帰後の申請まで~

育児休業(産後休業*) の開始(3ヶ月以上) ①支給申請 (育休取得時申請)

育児休業取得者 との面談(復帰前 2ヶ月めど) ・職場復帰(6ヶ月以上) ・育児休業取得者との面談 (復帰後2ヶ月めど)

②支給申請 (職場復帰時)

育休復帰支援プランコース 育休取得時 の支給要件

- ※雇用保険の適用事業主である中小企業事業主が次の取組を行っていること。
- 育休取得予定者の育児休業(産後休業)の開始日までに、 『育休復帰支援プランにより労働者の円滑な育児休業の 取得、職場復帰を支援する措置を実施すること』を育児・ 介護休業規定等に規定し、全労働者へ周知すること。
- 育児休業取得予定者とその上司または人事労務担当者 が面談を実施したうえで面談結果を記録し、育休復帰 支援プランを策定すること。
- 策定したプランに基づき、育児休業取得予定者の育児 休業(産後休業)の開始日までに業務の引継ぎを実施さ せること。
- 育児休業取得予定者が、休業開始日まで雇用保険被保 険者として雇用されており、3ヶ月以上の育児休業(産 後休業を含む)を取得させたこと。
- 育児・介護休業法第2条第1号に規程する育児休業の 制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働 協約または就業規則に規定していること。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、その一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。(プラチナくるみん認定企業を除く)
- 申請予定の労働者の同一の育児休業について「中小企業 両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)」を受 給していないこと。
 - 注)産後休業後引き続き育児休業を取得する場合であって、対象育児休業取得者がすでに産前休業中の場合、産前休業の開始日以降に面談・プランの策定・業務の引継ぎを実施した場合は、支給対象外となります。また、育休復帰支援プランによらずにすでに引継ぎを終えている場合も支給対象外となります。

育休復帰支援プランコース 職場復帰時 の支給要件

- ※育休復帰支援プランコース(育休取得時)を受給した中小企業事業主が、同じ対象者に対して次の取組を行っていること。
- 育児休業取得者が職場復帰するまでに、育休復帰支援 プランに基づき育児休業中の職場の情報・資料の提供 を実施すること。
- 育児休業取得者の育児休業終了前と終了後に、育児休業取得者とその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 育児休業取得者を面談結果により、原則として原職または原職相当職に復帰させること。
- 育児休業取得者を、育児休業終了後、引き続き雇用保 険被保険者として6ヶ月以上雇用しており、支給申請 日において雇用していること。

- 育児・介護休業法第2条第1号に規程する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定していること。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、その一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。(プラチナくるみん認定企業を除く)
- 申請予定の労働者の同一の育児休業について「中小企業 両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)」を受 給していないこと。
- ●育休復帰支援プランコースの支給要件は、厚生労働省ホームページに掲載されております。 ご不明な点、詳細は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)までお問合せください。

ホームページ掲載のご案内

厚生労働省 HP > 政策について> 分野別の政策一覧> 子ども・子育て> 職場における子育て支援 > 事業主の方へ> 事業主の方への給付金のご案内

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)のご案内

厚生労働省 HP > 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 雇用均等 > 事業主の方へ> 雇用環境・均等部(室) の所在地

●無料で育休復帰支援プラン策定のノウハウを持つ「育児プランナー」の支援が受けられます。ご希望の場合はお問合せください。

ホームページ掲載のご案内

http://ikuji-kaigo.com/ 「支援のお申込み」をクリックしてください。